

社保通信をお届けします。 P1.....検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

## 検討委員会からのお知らせ

・急性炎症下のインレー除去は、20点(簡単なもの)ではなく、48点(困難なもの)での算定が可能です。

病名は「Per」または「Pul」で、「C」病名は対象外ですのでご注意ください。

急性症状の旨の摘要欄記載は特に必要ありません。

### 社保委員会のひとこと

急性炎症下であっても、金属以外のインレーでの48点(困難なもの)は算定できませんのでご注意ください。

・抜歯を行う歯に対し、同日に機械的歯面清掃処置(歯清)の算定はできません。特に他の残存歯に対する病名がなく、抜歯病名のみの場合にはご注意ください。

・根管側壁、髓室側壁または髓床底に穿孔がある場合の封鎖[ KP(単)+充填料(単)+充填材料(単) ]の算定は抜髄、感染根管処置から根充までの一連の期間中いつでも算定が可能です。また、歯肉を剥離して行った場合には歯槽骨整形手術 110点または骨瘤除去手術 110点も併算定可能です。ただし、この併算定は抜髄または感染根管処置と同日での算定しか認められていませんのでご注意下さい。

### 社保委員会のひとこと

上記の併算定では、「Pul・穿孔」、「Per・穿孔」のみの病名で差し支えありません。

・緊急やむを得ず、同一の患者に対して、同一診療日に一部の薬剤を院内において投与し、他の薬剤を処方箋により投与した場合は、処方箋料と院内投与の薬剤料の算定となります。

処方料、調剤料、薬剤情報提供料の算定はできません。

なお、摘要欄にその月日及び理由を記載してください。

### 社保委員会のひとこと

処方箋は1日2回交付しても処方箋料は1回の算定ですが、病状の変化に伴って、午前中頓服を、午後抗生物質を処方箋で出した場合等は2回の算定ができます。

[摘要欄]日付、「午前中 頓服、午後 抗生物質」等